



2 経営第 3025 号
令和 3 年 3 月 29 日

東京都知事 殿

農林水産事務次官

農業経営基盤強化資金実施要綱等の一部改正について

今般、各種期限の延長等に伴い、下記通知の一部が別紙新旧対照表のとおり改正されたので、御了知の上、本制度の円滑かつ的確な実施に御配慮をいただくとともに、関係機関への周知をお願いします。

以上、命により通知する。

記

- 1 農業経営基盤強化資金実施要綱（平成 6 年 6 月 29 日付け 6 農経 A 第 665 号農林水産事務次官依命通知）
- 2 経営体育成強化資金実施要綱（平成 13 年 5 月 1 日付け 13 経営第 303 号農林水産事務次官依命通知）
- 3 農林漁業セーフティネット資金実施要綱（平成 19 年 3 月 30 日付け 18 経営第 7581 号農林水産事務次官依命通知）
- 4 農業近代化資金融通措置要綱（平成 14 年 7 月 1 日付け 14 経営第 1747 号農林水産事務次官依命通知）
- 5 農業経営改善促進資金融通事業実施要綱（平成 6 年 6 月 29 日付け 6 農経 A 第 665 号農林水産事務次官依命通知）
- 6 天災による被害農林漁業者等に対する経営資金利子補給等補助金交付要綱（昭和 58 年 5 月 23 日 58 農経 A 第 411 号農林水産事務次官依命通知）